

## にしん観光まちづくり協会規約

(名称)

第1条 この協会は、にしん観光まちづくり協会（以下「本協会」という。）という。

2 本協会の英文における表示は、Nisshin City Tourism Association とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を日進市建設経済部産業振興課内に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、日本版DMOの形成に向けて、日進市内の自然や歴史文化資源、緑豊かな居住環境や生活文化、市民（人財資源）など多様な地域資源を磨き上げ、また、新たに共創し、市民の観光ホスピタリティの涵養によって、日進市ならではの魅力として発信、提供することで、誘客促進や経済効果につなげ、地域の発展、ひいては、シビックプライド（市民の愛着と誇り）と地域ブランド（地域の魅力向上）の醸成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 方針や戦略の立案、事業計画の立案・実施及び点検、評価
- (2) 観光や地域活性化に関わる人財及び観光関連事業者の育成支援
- (3) 観光宣伝紹介及び誘客促進に関すること
- (4) 顧客動向やニーズを始めとした観光に関わる各種情報・データ等の収集及び分析
- (5) 観光に関する施設の充実
- (6) その他、本協会の目的達成に必要と認める事業

(会員)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した法人
- (2) 団体会員 本協会の趣旨に賛同して入会した団体
- (3) 個人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した個人

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、入会申込書（様式1号）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本協会に入会しようとする者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人会員 年額10,000円/1口
- (2) 団体会員 年額10,000円/1口

(3) 個人会員 年額5,000円/1口

2 前項の会費は、毎年度納期限までに納入しなければならない。

ただし、年度の中途において新たに入会したものは、入会の際に納入するものとする。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当する場合には、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人、団体が解散したとき

(3) 継続して会費を2年分以上滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式2号)を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 規約又は総会の議決を無視するような行為があったとき

(市民サポーター)

第11条 協会の目的に賛同し、協会が行う事業に協力若しくは参加を希望する者は市民サポーターとして登録できる。

(役員)

第12条 本協会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長3名以内

(3) 理事20名以内(会長、副会長を含む)

(4) 監事2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事の中から1名の常任理事を置き、日進市建設経済部産業振興課を担当する部長の職にある者をこれにあてる。

(役員職務)

第13条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計経理及び業務を監査し、総会に報告する。

(任期)

第14条 役員の任期は、3年とする。ただし、役員の交替があったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員が任期途中で、異動等により欠けたときは、その企業(団体)の後継者の任期が役員を継承するものとする。

(解任)

第15条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第16条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第17条 本協会に必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会で決定し、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第18条 本協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が召集する。

3 会議の議長は、会長がこれに充たる。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 本協会の規約の改正に関する事。

(2) 理事及び監事の選任に関する事。

(3) 事業計画及び予算に関する事。

(4) 事業報告及び決算に関する事。

(5) その他重要な事項。

2 理事会は、次の事項を協議する。

(1) 総会において議決した事項の執行に関する事。

- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他、総会の議決を要しない事項に関する事。

(開催)

第21条 本協会は、年1回の定期総会を開催する。ただし、会長において必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があるときは臨時総会を開催する。

(議決)

第22条 総会は、出席した会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進部会)

第23条 本協会にぐるぐるNISSHINまちミル博覧会パートナー推進部会(以下「推進部会」という。)を置くことができる。

- 2 推進部会は、専門的事項等について、会長の諮問に応じ又は意見を具申する。

(資産の構成)

第24条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(経費)

第25条 本協会の経費は、資産をもって充てる。

(事業年度)

第26条 本協会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第27条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は会長が行う。

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年3月28日から施行する。

様式1号様式(第7条関係)

にしん観光まちづくり協会 入会申込書

平成 年 月 日

にしん観光まちづくり協会 会長 様

貴協会の目的に賛同し、会員として加入を申し込みます。

名 称	
代表者氏名	印
住 所	〒
電話番号	
メールアドレス	
Fax 番号	
業種又は 事業内容	下記の該当する□にチェックを入れてください。 □法人・団体 □個人 □文化・まつり □神社・仏閣 □交通機関 □金融機関 □菓子製造販売 □飲食品製造 □飲食店 □酒類販売 □食品販売 □工芸 □花卉園芸 □レジャー施設 □その他

※にしん観光まちづくり協会はメール、ファックス、郵送の順で会員との相互連絡を図っていきます。

会費は下記口数を引き受け、払い込みは貴所定の期日に納付します。

口 数	口 ※申込口数を記入してください
区 分	個人会員・法人会員・団体会員 ※該当する方に○印を付してください
金 額	円 ※個人:1口 5,000円/年額 法人・団体:1口 10,000円/年額

様式 2 号様式(第 9 条関係)

## にしん観光まちづくり協会 退会届

平成 年 月 日

にしん観光まちづくり協会 会長 様

このたび下記の理由により貴会を退会したいので、よろしくお取り計らい願います。

退会理由	
住 所	〒
名 称	
代表者氏名	印
電話番号	